

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	改良地区内における土地の形質の変更、建築行為等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 9 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 9 条第 1 項 住宅地区改良法施行令第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>施行者による事業計画の告示があった日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は重量が 5 トンを超える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ 5 トン以下となるものを除く。）の設置若しくは堆積を行おうとする者は、町が施行する住宅地区改良事業の区域内にあっては、町長の許可を受けなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	改良住宅への入居者の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 18 条第 1 号ロ

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 18 条第 1 号ロ 住宅地区改良法施行令第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失った者であって改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至ったもの及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者について、住宅地区改良法施行令第 8 条で定めるところにより入居を承認する。</p> <p>2. 入居者の基準</p> <p>別世帯を構成するに至ったこと又は改良地区内に居住するに至ったことが、もっぱら改良住宅への入居のみを目的とすると認められる場合でないこと (住宅地区改良法施行令第 8 条第 2 項)。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 21 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 21 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 住宅地区改良法第 20 条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	標識の移転、除却等の承諾
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	住宅地区改良法第 24 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	住宅地区改良法第 24 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 市町村は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため必要がある場合においては、標識を設けることができる。 (2) 何人も、(1)の標識を町長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日